

二戸地方振興局長告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、軽米町土地改良区（九戸郡軽米町）の下堤頭首工管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成21年6月9日

二戸地方振興局長 佐々木 雄 康

1 取水及び出水に関する事項

（1） 頭首工の取水位は、236.28メートルとする。

（2） 取水期間は、毎年5月11日から9月10日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項